

福井県報

号 外 第 56 号

令 和 8 年
7 月 3 1 日 (金)

火 曜 日 発 行

— 目 次 —

告 示

- 福井県特定水産資源の採捕の停止に関する規則第2条第1項の規定に基づく採捕
の停止（391・水産課）…………… 1

告 示

福井県告示第391号

福井県特定水産資源の採捕の停止に関する規則（令和2年福井県規則第58号）第2条
第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年7月31日

福井県知事 石田 嵩人

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第14条に基づく福井県資
源管理方針別紙1－2に規定する福井県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等における漁獲量
の総量が令和8管理年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間をいう。
）における知事管理漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいため、法第33条第2項第
1号に掲げる場合に該当すると認める。

なお、この告示に係るくろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない期間は、令和8年8
月1日から令和9年3月31日までである。

